



国土入企第5号

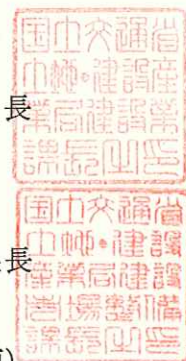
国土建労第200号

平成27年9月1日

全国マスチック事業協同組合連合会会長 殿

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課長

建設市場整備課長



技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組について（依頼）

技能労働者への適切な賃金水準の確保については、建設産業全体の持続的な発展のためには極めて重要な課題であり、国土交通省としても、平成25年4月以降これまで3度にわたり公共工事設計労務単価を引き上げ、その都度、建設業団体あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」を通知するとともに、国土交通大臣又は副大臣が建設業団体四団体に対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保、社会保険等への加入の徹底等を要請してきたところです。

また、今後の労務単価にも適確に反映できるような現場技能労働者の賃金水準のきめ細かな実態調査や建設業フォローアップ相談ダイヤルの開設（平成27年3月26日に、新労務単価フォローアップ相談ダイヤルを発展的に統合）、法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請事業者への提出を促進するための標準見積書の一斉活用開始など、段階的に必要な施策を講じてきたところです。

こうした経緯を踏まえ、技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組について、現場における更なる周知徹底を図るため、新労務単価（平成27年2月より適用する公共工事設計労務単価）の対象となっている国土交通省直轄工事の現場において、発注者が元請企業に対して、技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けたポスターの掲示を要請する取組を引き続き行うとともに、地方公共団体に対しても同様の取組を要請したところです。

貴団体におかれては、傘下の建設企業に対して、上記取り扱いについて周知するとともに、本取組の趣旨を踏まえ、発注者の要請に対し適切に対応するよう周知徹底方お願いいたします。本ポスターについては別送いたしますが、次のURLより、ダウンロードして印刷することも可能です。

(URL:http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000081.html)

この現場は、新労務単価の対象です!

平成27年2月から、新労務単価※が適用になりました。

行政と建設業界は今、現場の職人さんの

● 適切な賃金水準 ● 社会保険等への加入の徹底に
結びつくよう、一丸となって取り組んでいます。



若者にとって魅力ある業界であるために。
真面目に働く職人さんが報われるために。

新労務単価は、都道府県ごと・職種ごとに設定されています。

※新労務単価についての詳しい内容は、国土交通省のホームページで確認できます。
[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html]

建設業フォローアップ相談ダイヤル

「品確法の運用指針」や「新労務単価」など建設業に関する様々な相談を総合的に受け付けます。
様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報をお聞かせください。

TEL.  **0570-004976**
マル マル ヨ ク ナ ロウ

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 10:00-12:00 13:30-17:00

(土日・祝祭日・閉庁日を除く)